

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1：各雇用管理区分において、年次有給休暇の平均取得率75%以上（※）を達成、維持するとともに、夏季休暇について全職員が100%取得する。
（※）当年年間（年度）年次有給休暇付与日数に対する取得日数の割合

<対策>

- 令和6年4月
年次有給休暇等の取得状況について実態を把握
- 令和6年4月以降、計画期間中
当法人事務局安全衛生委員会等において、年次有給休暇等の取得状況を共有
- 令和6年度以降、計画期間中（各年度）
事務局にて年次有給休暇取得促進月間（年間当たり3月）を設置
- 令和6年6月以降、計画期間中（各年度）
年次有給休暇等の計画的な取得について、管理監督職に対し取得促進を呼びかけるとともに、管理監督職による勤怠管理システムを用いた取得状況の確認方法を周知
- 令和6年6月
就業規則等を改正し、交代制勤務等職員の夏季休暇の取得期間を拡大
- 令和7年4月、令和8年4月
年次有給休暇等の取得状況について、前年度の実態を把握・分析の上、目標達成に向けた取組を各年度の安全衛生推進計画等に反映
- 令和7年4月以降、計画期間中（各年度）
全管理職がライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組を職務上の目標として設定し、各部署において年次有給休暇等の取得促進に関する気運を醸成
- 令和7年4月以降、計画期間中（各年度）
社内報などにより、定期的に職員へ周知

目標 2 : 育児休業、子育て支援及び介護に関する制度を周知し、職員の仕事と家庭との両立を支援するための職場環境整備を進める。

<対策>

- 令和 6 年 4 月以降
社内イントラネットに休暇・休業制度案内を掲載するとともに、育児及び介護を行う職員に休暇制度を周知
- 令和 6 年 4 月以降、計画期間中（各年度）
職員の仕事と家庭との両立、ライフ・ワーク・バランス及び効率的な業務遂行に関して、年度当たり 2 回以上、管理職と職員との意見交換を実施
- 令和 7 年 1 月以降、計画期間中（各年度）
職員の仕事と家庭との両立や希望等も踏まえ、職員の異動、配置管理を検討
- 令和 7 年 4 月以降、計画期間中（各年度）
全管理職が部下の男性職員の育児休業等取得促進の取組を職務上の目標として設定し、職場環境を整備
- 令和 7 年 4 月以降、計画期間中（各年度）
国及び東京都における制度・取組の動向を注視し、制度等に変更が生じた際は、当法人の取扱いを検討の上、必要に応じて規程等を改正

目標 3 : 所定外労働時間が増加しないよう、縮減に向けた取組を推進する。

<対策>

- 令和 6 年 4 月以降、計画期間中
当法人事務局安全衛生委員会等において、所定外労働の状況を共有
- 令和 6 年 7 月以降、計画期間中（各年度）
管理監督職による勤怠管理システムを用いた所定外労働時間の確認方法を周知
- 令和 7 年 4 月以降、計画期間中（各年度）
全管理職がライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組を職務上の目標として設定し、各部署において所定外労働時間の縮減に向けた意識を醸成
- 令和 7 年 4 月、令和 8 年 4 月
所定外労働の状況について、前年度の実態を把握・分析の上、目標達成に向けた取組を各年度の安全衛生推進計画等に反映
- 令和 7 年 4 月以降
各職員が「マイ定時退社日」を設定する取組を検討